

工業用水料金一覧情報

(一社)日本工業用水協会

工業用水道事業別料金体系等一覧

事業者名、事業名は条例等から日本工業用水協会が整理。

その他料金は、二部料金制などにおいて使用料金が基本料金等に分類されていない場合に表記。

条例又は供給規程等は令和7(2025)年9月、インターネット等で確認。

都道府県名	事業者名	事業名	料金関連(円/㎡)							備考	
			料金体系	基本料金	特定料金	超過料金	備考 (記号「→」は その他料金)	その他料金	税の取扱	最少水量	
										【㎡/日】	
北海道	北海道	室蘭地区	責任水量制	18.00	22.50	27.00*			外税	100(特例規程有り)	
		苫小牧地区		20.00	25.00	30.00*				*)超過料金:室蘭地区及び苫小牧地区、石狩湾新港地域で超過水量の区分有り	
		石狩湾新港地域		55.00	68.80	82.50*				35	
	美唄市	美唄市	責任水量制	33.00	—	66.00			外税	50(特例規程有り)	
	釧路市(旧音別町)	釧路市	責任水量制	20.90	20.90	41.80			内税	100(特例規程有り)	
	釧路白糠工業用水道企業団	釧路白糠	責任水量制	55.00	55.00	110.00			内税	100(特例規程有り)	
青森県	青森県	八戸	責任水量制	7.38	7.38	14.76*)	2*)		外税	1,000(特例規程有り)	
	五所川原市	五所川原市	責任水量制	75.00	75.00	150.00				外税	*)超過料金無徴収規程有り 2*)料金減免時の単価有り 100(特例規程有り)
	六ヶ所村	六ヶ所村	責任水量制	30.00	30.00	60.00*)	2*)			外税	1,000(特例規程有り) *)超過料金無徴収規程有り 2*)料金減免時の単価有り
岩手県	岩手県	北上中部	二部料金制	42.00	—	90.00			外税	100(特例規程有り) ろ過水:100(—)	
				—	—	—	(使用料金)*)→	3.00		*):基本使用水量を基礎とする平均瞬間使用水量の範囲内で使用した水量1㎡当たりの料金	
				35.00	—	—	(ろ過水)				
				—	—	—	(ろ過水使用料金)2*)→	3.00		2*):使用したろ過に係る水量1㎡当たりの料金	
	一関市(旧藤沢町)	一関市藤沢	責任水量制	45.00	—	80.00			外税	100(特例規程有り)	
				38.00	—	—	(ろ過水)				
宮城県	宮城県	仙塩	責任水量制	54.00	—	108.00*)			外税	100(特例規程有り)*)	
		仙台圏		30.00	—	60.00*)				*):基本水量300㎡/日以上、以下で別途規程有り。超過料金無徴収の特例規程有り	
		仙台北部		59.00	—	118.00*)					
					20.00	—	40.00	(浄化料金)*2)			*2):浄化料金は加算
	村田町	村田町	責任水量制	55.00	—	82.50			内税	—	
秋田県	秋田県	秋田	責任水量制	15.38	—	30.76*)			外税	300(特例規程有り)	
秋田県	能代市(R8給水開始予定)	能代市	—	—	—	—			—	*)超過使用水量は計量器の記録紙の有無による特例規程有り	
	大館市	大館市	三段階従量制	(10,000㎡/月まで 40.00円/㎡)					外税	—	
				(10,000㎡を超え20,000㎡/月まで 30.00円/㎡)							
				(20,000㎡/月を超える 20.00円/㎡)							

工業用水料金一覧情報

(一社)日本工業用水協会

工業用水道事業別料金体系等一覧

事業者名、事業名は条例等から日本工業用水協会が整理。

その他料金は、二部料金制などにおいて使用料金が基本料金等に分類されていない場合に表記。

条例又は供給規程等は令和7(2025)年9月、インターネット等で確認。

都道府県名	事業者名	事業名	料金関連(円/㎡)							備考
			料金体系	基本料金	特定料金	超過料金	備考 (記号「→」は その他料金)	その他料金	税の取扱	最少水量 【㎡/日】
山形県	山形県	酒田	責任水量制	30.00	—	60.00*)			外税	50(特例規程有り)
		八幡原		30.00	—	60.00*)				*)超過使用水量は計量器の記録紙の有無による特例規程有り
		福田		30.00	—	60.00*)				
	東根市	東根市	責任水量制	60.00	60.00	120.00			外税	50(特例規程有り)
	小国町	小国町	責任水量制	20.00	—	90.00			外税	50(特例規程有り)
福島県	福島県	磐城	責任水量制	14.10	14.10	28.20	2*),3*)		外税	600(特例規程有り)
		勿来		11.40	11.40	22.80	南台地区2*),3*)			*)小名浜工水原水は海水
				5.70	5.70	11.40	南台以外2*),3*)			
				小名浜*)	3.80	3.80	7.60	2*),3*)		
		相馬		45.20	45.20	90.40				3*)料金減免時の単価有り
	いわき市	いわき市好間	責任水量制	50.00	50.00	100.00	*)		外税	200(特例規程有り)
	事業譲渡:2022.10.1 (福島県好間工水から)									*)料金減免時の単価有り
	南相馬市(旧原町市)	南相馬市	責任水量制	31.10	31.10	62.20	*)		外税	300(特例規程有り)
	白河市	白河市	責任水量制	66.00	—	132.00			内税	*)料金減免時の単価有り
	西郷村	大平	責任水量制	39.00	39.00	78.00			外税	100(特例規程有り)
		楢山		34.00	34.00	68.00				(使用水量1,000㎡/日以上は給水契約書に基づき料金を徴収)
		長久保		25.00	25.00	50.00				
	双葉地方水道企業団	双葉地方	責任水量制	50.00	50.00	100.00	*)		外税	— *)料金減免時単価有り

工業用水料金一覧情報

(一社)日本工業用水協会

工業用水道事業別料金体系等一覧

事業者名、事業名は条例等から日本工業用水協会が整理。

その他料金は、二部料金制などにおいて使用料金が基本料金等に分類されていない場合に表記。

条例又は供給規程等は令和7(2025)年9月、インターネット等で確認。

都道府県名	事業者名	事業名	料金関連(円/㎡)							備考
			料金体系	基本料金	特定料金	超過料金	備考 (記号「→」は その他料金)	その他料金	税の取扱	最少水量
										【㎡/日】
茨城県	茨城県	那珂川	責任水量制	28.00	28.00	56.00			外税	100(特例規程有り)
		鹿島		18.00	18.00	36.00	鹿島第1期、第2期			*)超過水量:基本使用水量 100㎡/日以上、未済で区分有り
				45.00	45.00	90.00	鹿島第3期			
		県南西広域		93.00	93.00	186.00				
	常陸太田市	県央広域	56.00	56.00	112.00			外税	50(特例規程有り)	
		常陸太田	45.00	45.00	90.00					
	北茨城市	金砂郷	65.00	65.00	90.00			外税	100(特例規程有り)	
	北茨城市	北茨城市	17.00	17.00	34.00					
	高萩市	高萩市	責任水量制	26.40	26.40	52.80			外税	100(特例規程有り)
	高萩・北茨城広域事務組合	高萩・北茨城広域	責任水量制	50.00	50.00	100.00 *)		外税		100(特例規程有り)
	潮来市(旧牛堀町)	潮来市	責任水量制	45.00	45.00	90.00			外税	10(特例規程有り)
笠間市(旧岩間町)	笠間市	責任水量制	63.90	63.90	127.80*)			100(特例規程有り)		
茨城町	茨城町	責任水量制	100.00	200.00	200.00*)			外税	*)超過水量:基本使用水量 100㎡/日以上、未済で区分有り	
栃木県	栃木県	鬼怒	二部料金制	49.39	49.39	101.34*)			外税	30(特例規程有り)
				—	—	— (使用料金)2*)→		8.96		*)超過使用水量は計量器の記録 紙の有無による特例規程有り
	足利市	足利市	責任水量制	17.00	17.00	34.00*)			外税	240(特例規程有り)
	宇都宮西中核工業団地事務組合	宇都宮西中核工業団地	責任水量制	45.00	—	90.00				*)超過料金無徴収規程有り
群馬県	群馬県	渋川	二部料金制	12.00	12.00	32.00			外税	—
				4.00	4.00	— (使用料金)				*)超過使用水量は計量器の記録 紙の有無による特例規程有り
				33.00	33.00	74.00				
				東毛	4.00	4.00	— (使用料金)			
埼玉県	埼玉県	南部	責任水量制	30.48	39.62*)	60.96(2*)			外税	30(特例規程有り)
	(株)久喜菖蒲工業団地管理センター	久喜菖蒲	責任水量制	42.00	—	84.00*)				*)特別料金、基本使用水量を超 える使用水量(特別使用水量)
										(2*)超過使用水量は計量器の記 録紙の有無による特例規程有り
										—
										*)超過使用水量は計量器の記録 紙の有無による特例規程有り

工業用水料金一覧情報

(一社)日本工業用水協会

工業用水道事業別料金体系等一覧

事業者名、事業名は条例等から日本工業用水協会が整理。

その他料金は、二部料金制などにおいて使用料金が基本料金等に分類されていない場合に表記。

条例又は供給規程等は令和7(2025)年9月、インターネット等で確認。

都道府県 名	事業者名	事業名	料金関連(円／m3)							備考
			料金体系	基本料金	特定料金	超過料金	備考 (記号「→」は その他料金)	その他料金	税の取扱	最少水量 【m3/日】
千葉県	千葉県	五井市原地区	責任水量制	19.50	19.50	39.00			外税	300(特例規程有り)
		五井姉崎地区		20.00	20.00	40.00				
		木更津南部地区		21.50	21.50	43.00				
		千葉地区		30.00	30.00	60.00				
		房総臨海地区		53.00	53.00	106.00				
		北総地区		45.00	45.00	90.00				
		東葛・葛南地区		41.00	41.00	82.00				
東京都	青梅・羽村地区工業用水道企業団	青梅・羽村地区	責任水量制	30.00	—	40.00	*)		外税	30(特例規程有り) *):西東京工業用地内外で分担金の規程有り
神奈川県	川崎市	川崎市	二部料金制	37.40	—	112.20	*)		外税	200(特例規程有り)
				—	—	—	(使用料金)*2)→	5.10		*)減量分担金規程有り
	横浜市	横浜市	二部料金制	25.10	50.20	87.30			外税	*2)契約水量のうち使用した水量
				4.00	8.00	—	(使用料金)			200(—)
新潟県	新潟県	上越	責任水量制	21.30	27.70	42.60			外税	—
		新潟臨海		27.30	31.20	54.60				
		栃尾		19.30	25.00	38.60				
	小千谷市	小千谷市	責任水量制	35.00	45.00	70.00	地下水*)		外税	100(特例規程有り)
				45.00	55.00	90.00	表流水*)			*)特別水道使用料(新規受水者、基本使用水量増量の受水者から基本使用水量1m3につき2,500+消費税を徴収)(一時金)の規程有り
	胎内市(旧中条町)	胎内市	責任水量制	22.00	44.00	66.00			内税	50(特例規程有り)

工業用水料金一覧情報

(一社)日本工業用水協会

工業用水道事業別料金体系等一覧

事業者名、事業名は条例等から日本工業用水協会が整理。

その他料金は、二部料金制などにおいて使用料金が基本料金等に分類されていない場合に表記。

条例又は供給規程等は令和 7 (2025) 年 9 月、インターネット等で確認。

都道府県名	事業者名	事業名	料金関連(円/㎡)							備考		
			料金体系	基本料金	特定料金	超過料金	備考 (記号「→」は その他料金)	その他料金	税の取扱	最少水量		
											【㎡/日】	
静岡県	静岡県	柿田川	責任水量制	10.00	—	20.00			外税	3,000/月(特例規程有り)		
		静岡		26.00	—	52.00						
		西遠		32.00	—	64.00						
		湖西		39.00	—	78.00						
		ふじさん (責任水量制か二部料金制を選択)	二部料金制	11.00	—	24.80	(原水)				1.4	3,000/月又は100(特例規程有り)
				—	—	—	(使用料金)→					
				17.00	—	43.20	(浄水)					
				—	—	—	(使用料金)→					
			責任水量制	12.40	—	24.80	(原水)			4.6		
				21.60	—	43.20	(浄水)					
中遠	二部料金制	32.00	—	88.00			12.0	100(特例規程有り)				
—		—	—	(使用料金)→								
御殿場市	御殿場市	責任水量制	40.70	—	81.40			内税	100(特例規程有り)			
東遠工業用水道企業団	東遠	責任水量制	41.14	—	82.28	大井川系統		内税	30(特例規程有り)			
54.45	—		108.90	牧之原系統								
富山県	富山県	富山県西部	責任水量制	22.00	—	44.00			外税	300(特例規程有り)		
		富山八尾中核工業団地		36.00	—	72.00						
		利賀川		45.00	—	90.00						
		富山市	責任水量制	14.30	—	19.80					内税	2,000(特例規程有り)
		高岡市	責任水量制	7.00	—	—					外税	1,000(—)
		砺波市	責任水量制	27.20	—	54.40					外税	300(特例規程有り)
石川県	金沢市	金沢市	責任水量制	45.00	45.00	90.00			外税	—		
	能美市(旧根上町、旧辰口町)	辰口寺井地区	責任水量制	8.50	—	17.00	第1		外税	100(特例規程有り)		
				35.00	—	70.00	第2					
				38.00	—	76.00	第3					
	白山市	根上地区	責任水量制	26.70	—	53.40			外税	3,000/月(特例規程有り)		
		松任		29.00	—	58.00	*)	100(特例規程有り)				
		鶴来		29.00	—	58.00	*)					
	川北町	川北町	責任水量制	35.00	—	40.00	*)		外税	100(特例規程有り)		
*)量水器口径別加入負担金有り												

工業用水料金一覧情報

(一社)日本工業用水協会

工業用水道事業別料金体系等一覧

事業者名、事業名は条例等から日本工業用水協会が整理。

その他料金は、二部料金制などにおいて使用料金が基本料金等に分類されていない場合に表記。

条例又は供給規程等は令和7(2025)年9月、インターネット等で確認。

都道府県名	事業者名	事業名	料金関連(円／m3)							備考
			料金体系	基本料金	特定料金	超過料金	備考 (記号「→」は その他料金)	その他料金	税の取扱	最少水量 【m3/日】
岐阜県	岐阜県	可茂	責任水量制	53.00	—	98.00	(500m3/日以下)		外税	4/hr(特例規程有り) *) 基本料金:500m3/日を超える契約水量部分 超過料金:承認した水量を超えて使用した部分
				29.00	—	74.00	(500m3/日を超える部分)*)			
愛知県	愛知県	愛知用水	責任水量制	26.50	—	59.00	第1期～第3期*)		外税	300(特例規程有り) *)6か月以上の受水休止、災害等に伴う給水停止、制限の場合の減額(料率)規程有り
		西三河		29.50	—	59.00	第4期*)			
				32.00	—	64.00	*)			
		東三河		27.00	—	64.00	第1期*)			
				32.00	—	64.00	第2期*)			
		尾張		30.00	—	60.00	*)			
	名古屋市	名古屋市	責任水量制	25.50	—	51.00	1種*) (24hr/日)		外税	100(特例規程有り) *)使用水量及びその時間当たりの変動が比較的に少ないもの、管理者が必要と認めるものは月単位の契約可
				45.90	—	51.00	2種*) ((10hr以上24hr未満)/日)			
	新城市	新城市	責任水量制	39.60	79.20	79.20			内税	100(—)
三重県	三重県	北伊勢	二部料金制	14.50	—	37.00			外税	100(特例規程有り) *):基本使用水量から休止水量を減じた水量 2*):中伊勢一部地域で別途加圧費用負担金有り(工水バンフレッツ)
				—	—	—	(使用料金)*)→	4.00		
		松阪		14.90	—	32.00				
				—	—	—	(使用料金)*)→	1.10		
		中伊勢		27.40	—	58.80	2*)			
				—	—	—	(使用料金)*)→	2.00		
	亀山市	亀山市	責任水量制	29.33	—	29.33	第1期工区		内税	100(特例規程有り)
				36.41	—	36.41	第2期工区			
福井県	福井県	県営第1	責任水量制	21.00	21.00	63.00	*)		外税	100(特例規程有り) *)超過料金は、基本使用水量200m3/日以下、超で計算
		福井臨海		36.00	36.00	108.00	*)			
	越前市(旧武生市)	越前市	責任水量制	21.00	—	63.00			外税	100(特例規程有り)
	若狭町(旧上中町)	若狭町	責任水量制	45.00	45.00	50.00			外税	—
滋賀県	滋賀県	彦根	二部料金制	15.00	15.00	37.20			外税	—
				3.60	3.60	—	(使用料金)			
				34.70	34.70	85.40				
		南部		8.00	8.00	—	(使用料金)			
京都府	京都府	長田野	責任水量制	27.00	33.00	54.00			外税	100(特例規程有り)
	大阪広域水道企業団	大阪広域水道企業団2*)	二部料金制	31.30	—	80.20			外税	30(特例規程有り) *)(使用量－超過使用水量)/月 2*)減量負担金(条例)廃止負担金(要綱)
				—	—	—	(使用料金)*)→	8.80		

工業用水料金一覧情報

(一社)日本工業用水協会

工業用水道事業別料金体系等一覧

事業者名、事業名は条例等から日本工業用水協会が整理。

その他料金は、二部料金制などにおいて使用料金が基本料金等に分類されていない場合に表記。

条例又は供給規程等は令和 7 (2025) 年 9 月、インターネット等で確認。

都道府県名	事業者名	事業名	料金関連 (円／m3)							備考
			料金体系	基本料金	特定料金	超過料金	備考 (記号「→」は その他料金)	その他料金	税の取扱	最少水量 【m3/日】
大阪府	みおつくし工業用水コンセッション(株)	大阪市	責任水量制	35.00	—	70.00	*)		外税	— *)超過水量は、責任使用水量 30m3/月超、それ以外は使用水 量のうち責任使用水量を超えた 分で計算
兵庫県	兵庫県	揖保川	責任水量制	4.30	4.30	—	(第1)*)		外税	300(特例規程有り)
		市川		14.30	14.30	—	(第2)*)			*)減額する場合の減免率が有り
		加古川		15.00	15.00	—	*)			1,000(特例規程有り) *)：同上
	神戸市	神戸市	責任水量制	42.00	—	84.00			外税	4/hr(特例規程有り)
	伊丹市	伊丹市	責任水量制	27.50	—	55.00			外税	100(特例規程有り)
	西宮市	西宮市	責任水量制	55.00	—	165.00			外税	48(—)
	尼崎市	尼崎市	二部料金制	20.70	—	50.40			外税	300(特例規程有り)
	高砂市	高砂市	負担金制	—	—	—	(使用料金)→ 負担金	4.50	—	—
	朝来市(旧生野町、旧和田山町)	生野	責任水量制	20.00	—	40.00			外税	50(特例規程有り)
		和田山	従量制	40.00	—	—	(実使用水量)			
	福崎町	福崎町	二部料金制	21.00	—	48.00			外税	50(特例規程有り)
				—		—	(従量料金)→	14.00		*)分担金を添えて申し込み、水源 を開発者自らが確保の場合は免 除規程有り(施行規程)
和歌山県	和歌山県	有田川	責任水量制	10.70	10.70	21.40	(第1)		外税	50(特例規程有り)
				11.10	11.10	22.20	(第3)			
		紀の川		14.00	14.00	28.00	(第2)			
	和歌山市	和歌山市	任意消費水量 制	18.40	—	—	*)		内税	450/月(特例規程有り) *)：最低額は450m3/月に相当す る額
			責任水量制	18.40	—	27.50	2*)			2*)：条例では責任消費水量制。6 箇月以上受水している場合 3*)：量水器口径別加入金有り
	紀の川市(旧桃山町)	紀の川市	責任水量制	77.00	77.00	77.00			外税	30(特例規程有り)

工業用水料金一覧情報

(一社)日本工業用水協会

工業用水道事業別料金体系等一覧

事業者名、事業名は条例等から日本工業用水協会が整理。

その他料金は、二部料金制などにおいて使用料金が基本料金等に分類されていない場合に表記。

条例又は供給規程等は令和7(2025)年9月、インターネット等で確認。

都道府県名	事業者名	事業名	料金関連(円/㎡)							備考	
			料金体系	基本料金	特定料金	超過料金	備考 (記号「→」は その他料金)	その他料金	税の取扱	最少水量	
										【㎡/日】	
鳥取県	鳥取県	日野川*)	責任水量制	50.00	50.00*2)	100.00	石州府工業団地に係る区域		外税	100(特例規程有り)(日野川) 50(特例規程有り)(鳥取地区)	
				20.00	20.00*2)	40.00	上記以外の地区			*)：工業用水利用促進事業費補助金交付要綱有り(新規受水者、増量希望者で、継続して36月以上使用)	
		鳥取地区*)		45.00	45.00*2)	90.00				2*)：特定料金は、特別の理由があるときは知事が別に定める額 100(特例規程有り)	
		鳥取市(旧青谷町)	鳥取市	責任水量制	19.00	19.00	30.00		外税		
島根県	島根県	飯梨川	責任水量制	25.00	25.00	50.00*)			外税	100(特例規程有り)	
				45.00	45.00	90.00*)				*)超過料金無徴収規定有り	
		江の川		20.00	20.00	40.00*)	*2)			*2)：基本使用水量400㎡/日を超える場合	
				9.00	9.00	18.00	(原水供給)				
		浜田市(旧三隅町)	浜田市	責任水量制	29.00	29.00	33.00	*)	外税	100(特例規程有り)	
		斐川宍道水道企業団	斐川町	責任水量制	49.50	49.50	55.00		内税	*)分担金徴収条例有り 100(特例規程有り)	
岡山県	岡山県	水島	責任水量制(*) (未達料金制)	10.00	12.00	20.00	(第二期)(浄水)		外税	100(特例規程有り) *)：基本料金、特定料金で責任水量制 2*)：責任水量：使用者が将来使用する1日当たりの工業用水量(管理者が承認した量) 基本使用水量：使用者が工業用水を常時使用することについて、毎年度、責任水量の範囲内において、1日当たりの水量(管理者が承認した量) 未達水量：責任水量から基本使用水量を差し引いた水量 3*)一種：昭和36年7月1日に給水を開始した事業 4*)二種(水島)：一種及び二種(児島)以外の事業 5*)二種(児島)：一種以外の事業で児島塩生加圧ポンプ場を経由する事業 6*)給水制限、停止に係る減免率の規程有り	
				—	—	—	(第二期)(未達料金)2*)→	4.20			
				11.60	13.90	23.20	(第三期)(浄水)				
				—	—	—	(第三期)(未達料金)2*)→	5.20			
				13.60	16.30	27.20	(第四期)一種3*)(浄水)				
				—	—	—	(第四期)(未達料金)2*)→	8.30			
				20.50	24.60	41.00	(第四期)二種(水島)4*)(浄水)				
				—	—	—	(第四期)(未達料金)2*)→	10.50			
				44.46	53.35	88.92	(第四期)二種(児島)5*)(浄水)				
				—	—	—	(第四期)(未達料金)2*)→	29.06			
		笠岡		24.50	29.40	49.00	(第一期)(浄水)				
				—	—	—	(第一期)(未達料金)2*)→	12.00			
				20.10	24.10	40.20	(第一期)(原水)				
				—	—	—	(第一期)(未達料金)2*)→	9.30			
				33.00	39.60	66.00	(第二期)(浄水)				
				—	—	—	(第二期)(未達料金)2*)→	11.90			
				29.70	35.60	59.40	(第二期)(原水)				
				—	—	—	(第二期)(未達料金)2*)→	7.30			
				45.00	54.00	90.00	(第三期)(浄水)				
				—	—	—	(第三期)(未達料金)2*)→	40.85			
				28.49	34.19	56.98	(第三期)(原水)				
				—	—	—	(第三期)(未達料金)2*)→	15.46			
				勝央	35.00	42.00	70.00	(原水)			
					—	—	—	(未達料金)2*)→			11.80

工業用水料金一覧情報

(一社)日本工業用水協会

工業用水道事業別料金体系等一覧

事業者名、事業名は条例等から日本工業用水協会が整理。

その他料金は、二部料金制などにおいて使用料金が基本料金等に分類されていない場合に表記。

条例又は供給規程等は令和7(2025)年9月、インターネット等で確認。

都道府県名	事業者名	事業名	料金関連(円/㎡)							備考		
			料金体系	基本料金	特定料金	超過料金	備考 (記号「→」は その他料金)	その他料金	税の取扱	最少水量		
										【㎡/日】		
岡山県	岡山市(岡山市、旧御津町)	岡山御津	責任水量制	30.00	—	60.00				外税	100(—)	
		54.00		—	108.00				50(—)			
	総社市	総社市	責任水量制	45.00	—	70.00	*)		外税	20(特例規程有り)		
	井原市	井原市	責任水量制	49.50	—	77.00			内税	*):資本費の一部負担条項有り (将来使用する水量について)		
	津山市(旧久米町)	津山市	責任水量制	49.00	—	90.00			外税	10(特例規程有り)		
									外税	50(特例規程有り)		
	奈義町	奈義町	責任水量制 (未達料金制)	37.00	—	73.00	(未達料金)*)→		12.0	内税	100(特例規程有り)	
											*)岡山県と同じ規程	
広島県	広島県水道広域連合企業団6*) 設立:2022(R04).11.18 (県営工業用水道3事業を継承。 R05年度から運営開始)	太田川東部第一期	責任水量制 二部料金制 (選択料金制) 7*)	16.10	22.50	46.40	一般給水*)			外税	*)一般給水:500㎡/日以上で定 量給水以外の給水 2*)定量給水:500㎡/日以上で、 単位時間(午前零時から一時間ご とに分割した各一時間)が概ね一 定の給水 3*)少量給水:単位時間における 使用水量が10㎡以下の給水 4*)広島市、呉市、安芸郡 5*)東広島市 6*)超過料金の特例規程有り 7*)料金減免取扱要綱有り	
				—	—	—	(使用料金)→		7.10			
				21.00	22.50	42.00	定量給水2*)					
				4,350 (日額)	—	—	少量給水3*)					
				—	—	—	(使用料金)3*)→		10.00			
		太田川東部第二期		31.40	52.00	76.00	第一種4*)、一般給水*)					
				—	—	—	(使用料金)→		6.60			
				36.00	52.00	72.00	第一種4*)、定量給水2*)					
				8,000 (日額)	—	—	第一種4*)、少量給水3*)					
				—	—	—	(使用料金)3*)→		9.20			
				43.90	73.00	105.20	第二種5*)、一般給水*)					
				—	—	—	(使用料金)→		8.70			
				50.00	73.00	100.00	第二種5*)、定量給水2*)					
				11,150 (日額)	—	—	第二種5*)、少量給水3*)					
		沼田川		—	—	—	(使用料金)3*)→		12.20			
				30.20	51.80	77.00	一般給水*)					
				—	—	—	(使用料金)→		8.30			
				36.00	51.80	72.00	定量給水2*)					
				7,700 (日額)	—	—	少量給水3*)					
		福山市		—	—	—	(使用料金)3*)→		11.60			
				27.50	—	43.50						
							(使用料率)→		1.50			
				13.80	—	24.40						
		呉市		呉市	責任水量制	14.85	17.60	17.60				
	大竹市	大竹市	責任水量制	49.50	58.30	58.30	(第2期)			内税	1,000(特例規程有り)	

工業用水料金一覧情報

(一社)日本工業用水協会

工業用水道事業別料金体系等一覧

事業者名、事業名は条例等から日本工業用水協会が整理。

その他料金は、二部料金制などにおいて使用料金が基本料金等に分類されていない場合に表記。

条例又は供給規程等は令和7(2025)年9月、インターネット等で確認。

都道府県 名	事業者名	事業名	料金関連(円／m3)							備考	
			料金体系	基本料金	特定料金	超過料金	備考 (記号「→」は その他料金)	その他料金	税の取扱	最少水量	
											【m3/日】
山口県	山口県	小瀬川	責任水量制・ 二部料金制	7.00	7.00	—	第二種2*)		外税	100(特例規程有り) *)第一種:建設当時に建設費の 一部負担をしたもの 2*)第二種:該当工業用水道事業 に対するもの。次の定める日以降 の水の増加分に対するもの 一 厚東川 S34.4.1 二 向道・川上 S38.1.1 三 小瀬川 S45.4.1 四 佐波川 S60.4.1 五 木屋川 H3.4.1 六 周南 H15.4.1 3*)第三種:小瀬川、厚東川の第 二期 4*)第四種:厚東川についてR3.4.1 以降使用水量の決定を受けたも のが受水するもの 5*)第五種:第一～三種及び第四 種以外のもの	
				2.90	2.90	—	(第二種使用料金)				
				45.00	45.00	—	第三種3*)				
				5.30	5.30	—	第五種4*)				
		2.80		2.80		(第五種使用料金)					
		生見川		6.50	6.50	—					
		島田川		49.50	49.50	—					
		末武川		17.30	17.30	—					
				4.30	4.30	—	(使用料金)				
				21.80	21.80	—	第二種2*)				
		周南		0.60	0.60	—	(第二種使用料金)				
				6.20	6.20	—	第五種4*)				
				1.20	1.20	—	(第五種使用料金)				
		向道・川上		4.90	4.90	—	第一種*)				
				0.40	0.40		(第一種使用料金)				
				5.60	5.60	—	第二種2*)				
				1.10	1.10		(第二種使用料金)				
				5.10	5.10	—	第五種4*)				
				0.40	0.40		(第五種使用料金)				
		富田・夜市川		17.30	17.30	—					
		佐波川		4.30	4.30		(使用料金)				
				45.00	45.00	—	第二種2*)				
				16.50	16.50	—	第五種4*)				
		厚東川		4.60	4.60	—	第一種*)				
				1.20	1.20		(第一種使用料金)				
				5.20	5.20	—	第二種2*)				
				1.00	1.00		(第二種使用料金)				
				21.10	21.10	—	第三種3*)				
				9.00	9.00		(第三種使用料金)				
				21.10	21.10	—	第四種4*)				
				9.00	9.00		(第四種使用料金)				
				4.60	4.60	—	第五種4*)				
				1.20	1.20		(第五種使用料金)				
		厚狭川		19.80	19.80	—					
		木屋川		15.30	15.30		(使用料金)				
				8.80	8.80	—	第一種*)				
				50.00	50.00	—	第二種4*)				
				11.10	11.10	—	第五種2*)				
山口県	岩国市	岩国市	責任水量制	20.20	20.20	40.40	*)		外税	100(特例規程有り) *)基本使用水量の有効期間は5 年間(特例規程有り)	
	下松市	下松市	責任水量制	11.35	—	—			外税	—	
				—	—	—	(分水納付金)*)→	4.65		*):給水の安定を図るため必要に 応じて水道用水源の一部で補填 (分水納付金条例)	

工業用水料金一覧情報

(一社)日本工業用水協会

工業用水道事業別料金体系等一覧

事業者名、事業名は条例等から日本工業用水協会が整理。

その他料金は、二部料金制などにおいて使用料金が基本料金等に分類されていない場合に表記。

条例又は供給規程等は令和7(2025)年9月、インターネット等で確認。

都道府県名	事業者名	事業名	料金関連(円／m3)							備考
			料金体系	基本料金	特定料金	超過料金	備考 (記号「→」は その他料金)	その他料金	税の取扱	最少水量 【m3/日】
	防府市	防府市	責任水量制	25.60	—	—			外税	300(特例規程有り)
	下関市	下関市	責任水量制	36.30	36.30	36.30	第1種		内税	—
				35.31	35.31	35.31	第2種			
	山陽小野田市(旧小野田市)	山陽小野田市	責任水量制	32.428*)	—	—	工水北部線		内税	—)条例では従量料金
				33.165*)	—	—	工水中部線			
				34.177*)	—	—	工水南部線			
徳島県	徳島県	吉野川北岸 阿南	責任水量制	14.80	—	29.60			外税	500(1年以上) (特例規程有り)
	美馬市	美馬市	二部料金制	18.00	—	36.00			外税	5(特例規程有り) 1*):超過料金:超過水量として基本水量又は特定給水量の月の総量を超えて使用した部分の水量にそれぞれの料金の2を乗じる 2*):基本使用水量:契約水量内での実使用水量
				44.00	252.00	1*)				
							(使用料金)2*)→	25.00		
	那賀町(旧鷺敷町)	那賀町	責任水量制	32.00	—	64.00	*)		外税	35(1年以上) (特例規程有り))料金減免時の単価有り
香川県	香川県広域水道企業団(旧香川県)	香川県広域水道企業団	責任水量制	34.00	—	68.00			外税	100(—) (料金算定の区分規程有り)
愛媛県	愛媛県	松山・松前地区	責任水量制	14.65	14.65	29.30			外税	100(特例規程有り)
		西条地区		24.20	24.20	48.40				
	松山市	松山市	責任水量制	16.00	—	32.00			外税	100(特例規程有り)
	新居浜市	新居浜市	責任水量制	14.30	14.30*)	20.00	*):条例では臨時料金		外税	300(特例規程有り)
	大洲市(大洲市、旧長浜町)	大洲	責任水量制	12.00	17.00*)	25.00	*):条例では臨時料金		外税	200(特例規程有り)
		長浜		21.00	21.00*)	34.00				

工業用水料金一覧情報

(一社)日本工業用水協会

工業用水道事業別料金体系等一覧

事業者名、事業名は条例等から日本工業用水協会が整理。

その他料金は、二部料金制などにおいて使用料金が基本料金等に分類されていない場合に表記。

条例又は供給規程等は令和 7 (2025) 年 9 月、インターネット等で確認。

都道府県名	事業者名	事業名	料金関連(円/㎡)							備考
			料金体系	基本料金	特定料金	超過料金	備考 (記号「→」は その他料金)	その他料金	税の取扱	最少水量
										【㎡/日】
愛媛県	四国中央市	銅山川	責任水量制	10.00	10.00	—	1種(新宮水系)		外税	20(特例規程有り)
		富郷		2.40	2.40	—	2種(柳瀬水系)			
		50.00		50.00	—					
	今治市(旧菊間町)	今治	責任水量制	11.935	—	23.87	第1種		内税	100(特例規程有り) 第1種:菊間町種の一部以外の地域 第2種:菊間町種の一部の地域
				13.09	—	26.18	第2種			
	今治:2022(R04).4.1 (愛媛県から譲渡)	菊間		12.11	—	24.22	菊間川水系			
		55.00		—	66.00	歌仙ダム水系				
高知県	高知県	鏡川	責任水量制	18.00	18.00	36.00	*)、*2)		外税	200(特例規程で100㎡/日) (1年以上) *)超過使用水量の特例規程有り *2)料金減免時の率有り
		香南		28.00	28.00	56.00				
福岡県	福岡県 田川:2014(H26).4.1給水開始 (中小企業基盤整備機構から承継)	苅田	責任水量制	36.74	—	73.48	西瀬戸内臨海		内税	100(特例規程有り)
				31.24	—	62.48	産炭地域小水系			
		大牟田		40.70	—	81.40				
		鞍手・宮田		49.50	—	99.00	鞍手地区			
				59.40	—	118.80	有木地区			
				64.90	—	129.80	宮田地区			
	田川	52.80	—	105.60						
	北九州市	北九州市	二部料金制	34.00	34.00	47.00	300㎡/日未満		外税	100(特例規程有り) *):300㎡/日以上で増量の場合 は、基本料金減額の特例規程有 り
				4.00	4.00	—	300㎡/日未満(使用料金)			
				19.50	19.50	47.00	300㎡/日以上*)			
				4.00	4.00	—	300㎡/日以上(使用料金)			
	福岡市	福岡市	責任水量制	66.00	—	100.00			外税	100(—)
	朝倉市(旧甘木市)	朝倉市	責任水量制	24.20	—	48.40			内税	15,000(特例規程有り)
	飯塚市	飯塚市	責任水量制	30.00	—	60.00			外税	50(特例規程有り)
	豊前市	豊前市東部地区	責任水量制	45.00	45.00	45.00			外税	100(特例規程有り)
	香春町	香春町	責任水量制	15.40	15.40	20.90			内税	200(—)
佐賀県	佐賀県	佐賀県東部	責任水量制	26.00	26.00	52.00*)			外税	100(給水企業に対する水質、給 水施設等の管理基準で) *)超過使用水量に係る超過使用 料減免規程有り
	唐津市	唐津市	責任水量制	50.00	50.00	100.00			外税	50(特例規程有り)
佐賀県	伊万里市	伊万里市	責任水量制	45.00	—	90.00	*)、*2)		外税	— *)超過料金無徴収規程有り *2)分担金徴収条例:伊万里市第 4工業用水道事業において、水需 要水量が給水能力の50%を超え る使用予定者から、全体事業費 の3/10 に給水能力に占める割合 を乗じた額、30億円が上限
	武雄市	武雄市	責任水量制	45.00	45.00	90.00			外税	30(—)

工業用水料金一覧情報

(一社)日本工業用水協会

工業用水道事業別料金体系等一覧

事業者名、事業名は条例等から日本工業用水協会が整理。

その他料金は、二部料金制などにおいて使用料金が基本料金等に分類されていない場合に表記。

条例又は供給規程等は令和7(2025)年9月、インターネット等で確認。

都道府県 名	事業者名	事業名	料金関連(円／m3)							備考
			料金体系	基本料金	特定料金	超過料金	備考 (記号「→」は その他料金)	その他料金	税の取扱	最少水量 【m3/日】
長崎県	佐賀市(旧富士町)	佐賀市	責任水量制	30.00	—	40.00	*)		外税	100(特例規程有り) *)：料金は2か月分を1期分として 隔月徴収
	杵島工業用水道企業団	杵島	責任水量制	45.00	45.00	90.00			外税	100(特例規程有り)
	諫早市	諫早市	責任水量制	45.00	45.00	90.00			外税	100(特例規程有り)
	松浦市	松浦市	責任水量制	35.00	35.00	70.00	*)		外税	300(特例規程有り) *)：建設事業分担金条例有り
	大村市	大村市	責任水量制	49.50	—	99.00			内税	50(特例規程有り)
	西海市(旧大瀬戸町)	西海市	責任水量制	42.00	42.00	42.00	*)		外税	100(特例規程有り) *)：建設事業分担金条例有り
	波佐見町	波佐見町	責任水量制	57.00	—	114.00			外税	50(特例規程有り)
熊本県	熊本県	有明	責任水量制	50.00	50.00	100.00	*)		外税	120(特例規程有り)
		八代		35.00	35.00	70.00	*)			*)：超過料金は基本使用水量、特 定使用水量が [※] 120m3/日以下の 場合は、別途規程有り
		苓北		50.00	50.00	100.00	*)			
	合志市	合志市	責任水量制	50.00	50.00	100.00			外税	50(特例規程有り)
	大津町	大津町	責任水量制	45.00	45.00	90.00			外税	50(特例規程有り)
	熊本市(旧城南町)	熊本市	責任水量制	55.00	55.00	110.00			内税	10(特例規程有り)
	西原村	西原村	責任水量制	45.00	45.00	90.00			外税	50(特例規程有り)
大分県	大分県	大分	責任水量制	15.80	15.80	31.60	第一種*)		外税	400(特例規程有り)
				8.80	8.80	17.60	第二種2*)			*)：旧大分第三期 2*)：旧大分第一期、第二期
大分県	杵築市	杵築市	二部料金制	31.42	31.42	62.85			内税	100(特例規程有り)
				—	—	—	(従量料金)→	22.00		
	国東市(旧国東町)	国東市第1	責任水量制	66.00	66.00	82.50			内税	100(特例規程有り)
		国東市第2		67.10	67.10	83.60				
宮崎県	宮崎県	宮崎県	責任水量制	10.40	10.40	20.80			外税	100(特例規程有り) *)特定料金：特別の事由がある ときは、これ以下で管理者が定める ※
	宮崎市(旧清武町)	宮崎市	責任水量制	30.00	30.00	40.00			外税	100(特例規程有り)
鹿児島県	鹿児島県	鹿児島臨海第2期	責任水量制	45.00	—	90.00			外税	100(特例規程有り)
	霧島市(旧国分市)	霧島市	責任水量制	45.00	—	90.00			内税	50(特例規程有り)
	鹿児島市(旧喜入町)	鹿児島市	責任水量制	35.00	—	67.00			外税	15(特例規程有り)
沖縄県	沖縄県	沖縄	責任水量制	35.00	—	70.00	*)		外税	100(特例規程有り) *)基本使用水量：1日当たりの使 用水量に30日乗じる
	大宜味村	大宜味村	責任水量制	40.00	—	40.00			内税	20(特例規程有り)